

外来腫瘍化学療法診療料1に係る取組み

2024年9月1日現在

当院では外来腫瘍化学療法について以下の対応を行っています。

①専任の医師、看護師または薬剤師が院内に常時1名以上配置され、当該診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されています。

②急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されています。

③実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会が整備されています。なお、当該委員会は化学療法に携わる各診療科の代表者（医師）、看護師、薬剤師及びその他関係職種で構成されており、少なくとも年1回以上開催されています。